

京都市上下水道局告示第6号

公印の名称及び用途を次のように変更します。

平成21年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

旧		新	
名称	用途	名称	用途
営業課専用管理者 公印	営業課所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	お客さまサービス 推進室専用管理者 公印	お客さまサービス 推進室所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
漏水修繕センター 専用管理者公印	漏水修繕センター所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	南部配水管理課専 用管理者公印	南部配水管理課所 掌に属する領収書 及び納入通知書の 発行に係る事務

(上下水道局総務部総務課)